

# 藤枝法人会報



## 新東名

SHINTOMEI

## 開通



撮影日：平成24年4月6日

No. 92

平成24年6月発行

発行所 社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail [svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp](mailto:svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp)

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会員  
募集中

# 新東名高速道路開通について

## ■はじめに

平成24年4月14日（土）午後3時に御殿場・三ヶ日間の162 kmが、新東名高速道路の一部区間として供用が開始されました。新東名高速道路は、東名高速道路とのダブルネットワーク化による災害等の輸送路確保や交通渋滞緩和による交通事故の減少や利用者への快適性を確保されます。また、移動時間の短縮により地域間の連携が強化され、交流機会が増加することにより地域経済の活性化に寄与します。特に、観光面では移動時間の余裕が生じることにより移動先での滞在時間が延長され、食事や買い物などへの行動に繋がります。特に、新東名高速道路が供用開始されたことによる、藤枝市への経済効果予測については約20億円（※）であり、地域経済活性化に大変期待されています。

（※静岡大学名誉教授 土居英二氏による試算）



## ■周辺市町の動き

新東名高速道路は、これまでに開通した日本の高速道路のうち、一度の開通延長としては最も長いものであり、静岡県内を東西に横断したこと、また、中山間地域に建設され、新たな地域活性化の柱として新東名開通を利活用しようと、多くの市町で新たな動きが見られます。静岡市では、約80%を占める中山間地域を「シズオク」と位置付け活性化に向けた施策を展開しており、今回、新東名高速道路静岡IC、清水いはらIC、新清水ICを新たな交流拠点とし、交流人

口拡大を推進しています。また、森町では小國神社と隣接するお休み処の「ことまち横町」を様々な広報媒体による積極的なプロモーションにより開通前から来訪人口の拡大に努めるなど、新東名高速道路開通に合わせ、行政と民間が連携し新たな交流の拡大を行います。

## ■藤枝市の動き

藤枝市では、本年度から「ひと=かね・活力」を得るために、全国から「選ばれる都市」を目指し「ふじえだ・シティプロモーション戦略」を展開します。この戦略は本市に住むひとを増やすこと、訪れるひとを増やすことを目的に、「定住人口の拡大」と「来訪人口の拡大」を大きな目標に様々な事業を推進していくものです。この施策を推進していくための新たな手段として、他地域との交流を促進する大きなファクターとなる新東名高速が開通し、本市で初めて高速道路の玄関口である「藤枝岡部IC」が設置されたことから、本年度は新東名高速道路利用者にターゲットを定め、「来訪人口の拡大」について関係各部署と連携し、事業展開を実施していくことを決めました。



## ■具体的な事業について

「来訪人口の拡大」を推進するためには市外、及び県外からの誘客を増加させることが必要ですが、私たちはまず市民の皆様にも新東名高速道路開通と、藤枝岡部IC開設による本市のポテンシャルが高まることの周知を行いました。具体的には、開通前の本線を利用したウォーキングや藤枝PA内での物産展の開催、また本市をもっとも全国にPRすることができた高速道路ウェイティングにより、多くの皆様に藤枝岡部ICや藤枝PAを含めた新東名高速道路に関する意識が向上し、アクセスの方法、立地場所が認知されたものと考えております。また、市役所ロビーにおける開通までのカウントダウンボードの設置や、大型モニターによる新東名に関する情報発信、リーフレットの配布等の啓発活動も実施しました。

当初、新東名は現東名に比べ、物流関連など長距離利用者が主なターゲットであると考えられていたことから、飲食や小売業等市内企業の皆様は誘客手段として大きな期待感はありませんでした。このため、地域の皆様と行政が協力して新東名高速道路を利活用するためには、まず地域の皆様に新東名高速道路を十分理解していただくことが大切であると考え、事業を推進しました。

次に、県内外から誘客が期待でき、年度当初（4、5月）に実施される本市の主要イベントである「桜まつり」、「藤まつり」を中心に本市のプロモーションを行いました。特に、「藤まつり」は開通後初の主要イベントであることから例年の宣伝広告に加え、新たな手法による誘客活動を実施しました。



駿河湾沼津 SA 配架状況

## ■高速道路利用者を

### ターゲットとした誘客活動

誘客ターゲットは、新東名高速道路を利用し、藤枝岡部ICから本市及び周辺市町で半日過ごしていただき食事や買い物ができることをコンセプトに定め、概ね本市を中心とした距離で200 km圏内、時間で2時間以内の自動車で来藤する方に対し、紙媒体で発信することとしました。紙媒体で発信は、実際に手に取っていただくこと、また本市の観光案内冊子としてある程度の期間、保管されるという考えから選択しました。このPR冊子は見開き4ページの紙面を藤枝市と市内及び周辺市の民間企業がそれぞれ2ページを買い取り、本市は藤まつりの誘客を中心に、藤枝岡部ICから市内に入り、半日滞在型の観光モデルコースを観光協会と共同で紹介しました。また、民間企業の皆様にも自動車での来訪者をターゲットとした広告掲載にご協力いただき、市全体で誘客活動を推進しました。

PR冊子の配架は、東名海老名SA下り、足柄SA下り、上郷SA上り、名神養老SA上り伊勢湾岸道路刈谷PA（ハイウェイオアシス）、新東名駿河湾沼津SA下り、浜松SA上りで行い、その他近隣PAや新東名IC付近の道の駅、県境付近及び山梨県にある道の駅にも配架をさせていただいたほか、自動車販売店やオートバイ専門店に配架またはダイレクトメールによるPRも展開しました。その他、新聞紙面広告欄にイベント告知を掲載するなど新たなプロモーション活動を行いました。



桜まつりでのPR

## ■新東名高速道路開通後の効果

ゴールデンウィーク後に集計した市内主要観光スポット入込客数結果によると、藤まつりで200,700人の来客があり、前年比8.4%の増加、玉露の里については7,265人で前年比19.5%の増加、その他の施設も微増したほか、近隣施設の焼津さかなセンターについても来客数が増加しました。特に藤まつりについては、バスツアー数が144台と昨年に比べ96台増加となり、藤枝岡部IC設置に伴う誘客効果が表れました。



## ■今後の展開について

新東名高速道路開通時期がゴールデンウィークだったことや、魅力的なSA、PAの店舗展開などにより、開通後数カ月は新東名を走行する車両が多いと予想されます。この時期に戦略的にシティ・プロモーション展開することで、本市の認知度を高め、「行ってみよう」から「また来たいまち」へ市内全体で意識を醸成していくことが大切です。市内には四季を通じて様々なイベントを展開しているほか、サッカーを中心としたスポーツ交流など誘客事業が多数あることから、本市では本年度、新東名高速道を利用した誘客のためのPR活動を新聞広告等様々な媒体を活用し実施します。

## ■おわりに

地域経済活性化には、来訪人口増加の戦略のもと、お金を落とすしていくことが大切だと考えております。このためには、行政と民間企業と連携し協力していかなくてはなりません。この新東名高速道をいかに利活用していくのか、明確なビジョンを示し実行していくために開通初年度が大変重要です。短期的な効果はもちろんのこと、本市の持続的な発展と活性化のためにも中長期的な新東名高速道路の利活用ビジョンを官民協働で推進していく必要があると考えます。



(記事提供：藤枝市企画財政部 企画政策課)



## 1 法人税関係

### (1) 研究開発税制の延長

試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる措置の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

### (2) 環境関連投資促進税制の拡充

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却制度の対象となる太陽光発電設備及び風力発電設備について、一定規模以上のものに限定した上で、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得等をして1年以内に事業供用した場合には、初年度即時償却ができることとされます。

	現行	改正案
取得・事業供用時期	平成23年6月30日 ～ 平成26年3月31日	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日
特別償却限度額	取得価額×30%	取得価額－ 普通償却限度額

（注）中小企業者等については、取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用が可能です。

#### 適用時期

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得し、事業供用したエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用されます。

### (3) 中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象資産の範囲の見直しを行うとともに、その適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

《対象資産の範囲》

特定機械装置等	現行	改正案
機械・装置	1台160万円以上	同左
器具・備品	電子計算機、デジタル複合機 (複数台合計で120万円以上)	電子計算機、デジタル複合機 (複数台合計で120万円以上) ★デジタル複合機の範囲の見直し ★試験機器等を範囲に追加
ソフトウェア	複数基合計で70万円以上	同左
貨物自動車	車両総重量3.5t以上	同左
内航船舶	取得価額×75%	同左

#### 適用時期

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をし、事業供用した特定機械装置等について適用されます。

### (4) 交際費等の課税の特例の延長

交際費等の損金不算入制度について、適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。また、中小法人（資本金1億円以下の法人）に係る損金算入の特例の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

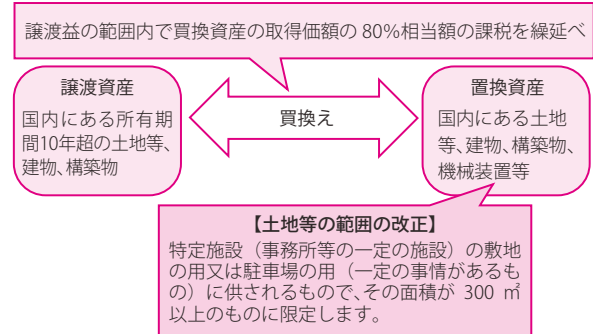
### (5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

中小企業者等が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合の即時償却（合計額300万円が限度）の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

### (6) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長・見直し

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、一定の買換資産の適用範囲の見直しを行った上、その適用期限が平成26年12月31日まで3年延長されます。

《改正の概要》



#### 適用時期

平成24年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその買換資産について適用されます。

### (7) 用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の延長

用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

## 2 所得税関係

### (1) 給与所得控除・特定支出控除の見直し

#### ① 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額に上限が設けられます。

給与等の収入金額1,500万円超の給与所得控除額の計算	
現行	改正案
収入金額×5%+170万円 (上限なし)	245万円を上限とする

#### 適用時期

平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用されます。

#### ② 特定支出控除の見直し

特定支出控除制度（特定支出の合計額が給与所得控除額を超える場合、その超える部分の金額を、確定申告を通じて給与所得の計算上、給与所得控除に上乗せして控除できる制度）について、特定支出の範囲が拡大されるとともに、適用判定基準の見直しが行われます。

#### (イ) 特定支出の範囲の拡大

現行の特定支出の範囲	改正案（特定支出の範囲に追加される支出）
・通勤費 ・転居費 ・研修費 ・資格取得費（弁護士、公認会計士、税理士など） ・帰宅旅費	・職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費 ・勤務必要経費（職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する制服等の衣服費、職務に通常必要な交際費の合計額で、65万円が上限）

(ロ) 適用判定基準の見直し

特定支出の額が次の額を超える場合に適用されます。(役員給与にも適用されます)

現 行	改正案
給与所得控除額	給与等の収入金額 1,500 万円以下 → 給与所得控除額 × 1/2
	給与等の収入金額 1,500 万円超 → 125 万円

**適用時期**

平成 25 年分以後の所得税及び平成 26 年度分以後の個人住民税について適用されます。

(2) 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し

役員等としての勤続年数が 5 年以下の者が支払いを受ける役員退職手当等に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置が廃止されます。

《退職所得の計算》

退職者の区分	現 行	改正案
勤続年数 5 年以下の役員等	退職所得 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2	退職所得 = 収入金額 - 退職所得控除額
上記以外の者		退職所得 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

《退職所得控除額の計算》

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × 勤続年数 (最低 80 万円)
20 年超	70 万円 × (勤続年数 - 20 年) + 800 万円

**適用時期**

平成 25 年分以後の所得税について適用されます。なお、個人住民税は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用されます。

(3) 住宅税制の改正

① 住宅ローン減税制度の拡充 (認定低炭素住宅の特例の創設)

住宅ローン減税制度について、都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、認定低炭素住宅の新築等をして平成 24 年又は平成 25 年に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率が次のとおりとなります。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成 24 年	10 年	4,000 万円	1.0%
平成 25 年	10 年	3,000 万円	1.0%

② 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の改正

本特例の所得税額の特別控除について、税額控除額の上限を現行の 100 万円から 50 万円に引き下げた上、その適用期間が平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長されます。

**適用時期**

平成 24 年 1 月 1 日以後に認定長期優良住宅を居住の用に供する場合について適用されます。

③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正

本特例の適用対象となる譲渡資産に係る譲渡価額要件が次のとおり引き下げられた上、その適用期間が平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長されます。

《譲渡価額要件》

現 行	改正案
譲渡資産の譲渡に係る対価の額が 2 億円以下であること	譲渡資産の譲渡に係る対価の額が 1.5 億円以下であること

**適用時期**

平成 24 年 1 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

④ その他

- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期間が平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長されます。
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期間が平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長されます。

(4) 源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例の改正

源泉徴収に係る所得税の納期の特例について、7 月から 12 月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき源泉徴収した所得税の納期限が翌年 1 月 20 日 (現行: 翌年 1 月 10 日) とされます。

これに伴い、7 月から 12 月までの間に支払った給与等及び退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限を翌年 1 月 20 日としている納期限の特例が廃止されます。

	現 行		改正案	
給与支払月	1 月～6 月分	7 月～12 月分	1 月～6 月分	7 月～12 月分
納期の特例	7 月 10 日	翌年 1 月 10 日	7 月 10 日	翌年 1 月 20 日
納期限の特例	—	翌年 1 月 20 日	—	廃止

**適用時期**

平成 24 年 7 月 1 日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます。

### 3 資産税関係

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

本制度における非課税限度額 (現行: 1,000 万円) が次のとおり拡充され、適用期間が平成 26 年 12 月 31 日まで延長されます。

(イ) 非課税限度額

贈与を受けた年	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋 (注 1)	左記以外の住宅用家屋 (注 2)
平成 24 年中	1,500 万円	1,000 万円
平成 25 年中	1,200 万円	700 万円
平成 26 年中	1,000 万円	500 万円

(注 1) 東日本大震災の被災者については、平成 24 年中から平成 26 年中まで非課税限度額が 1,500 万円となります。

(注 2) 東日本大震災の被災者については、平成 24 年中から平成 26 年中まで非課税限度額が 1,000 万円となります。

【東日本大震災の被災者】

東日本大震災により住宅用家屋が滅失等した者 (当該住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含みます) をいいます。

### (ロ) 面積制限

適用対象となる住宅用家屋の床面積は、東日本大震災の被災者を除き、240㎡以下となります。

#### 適用時期

平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

### (2) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の延長

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限が平成26年12月31日まで3年延長されます。

### (3) 相続税の連帯納付義務の改正

相続税の連帯納付義務について、次の場合には連帯納付義務が解除されます。

- ・申告期限等から5年を経過した場合（注）
- ・担保を提供して延納又は納税猶予の適用を受けた場合

（注）申告期限等から5年経過時点ですでに連帯納付義務の履行を求めているものについては、その後も継続して履行を求めることができることとされます。

#### 適用時期

平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税について適用されます。ただし、同日において未納となっている相続税についても同様の取り扱いとなります。

## 4 国際課税関係

### 国外財産調書制度の創設

その年の12月31日において価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者は、当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調

書を、翌年3月15日までに、所轄税務署長へ提出することが義務付けられます。

#### 適用時期

平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に適用されます。

## 5 地球温暖化対策関係

### 地球温暖化対策のための税導入

石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO2排出量に応じた税率が次のとおり上乘せられます。

	原油・石油製品 [1kl当たり]	ガス状炭化水素 [1t当たり]	石炭 [1t当たり]
現行	2,040円	1,080円	700円
平成24年10月1日から	2,290円	1,340円	920円
平成26年4月1日から	2,540円	1,600円	1,140円
平成28年4月1日から	2,800円	1,860円	1,370円

#### 適用時期

平成24年10月1日から適用されます。

（公益財団法人全国法人会総連合  
平成24年度税制改正のあらまし速報版より）

## 平成23年度税制改正等 (平成23年12月2日公布分)

### 1 法人税率の改正・復興特別法人税

平成23年度税制改正の修正法が平成23年12月2日に公布・施行されたことから、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が4.5%（中小法人に対する軽減税率は3%）引き下げられることになりました。

なお、指定期間（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間）内に最初に開始する事業年度から3年間については、東日本大震災からの復興財源として復興特別法人税が課税されます。復興特別法人税の税額は課税標準となるその事業年度の法人税額の10%相当額とされます。

《法人税率の改正前後の比較》

	改正前		改正後	
	年800万円以下の所得	年800万円超の所得	年800万円以下の所得	年800万円超の所得
中小法人以外	30%	30%	25.5% (28.05%)	25.5% (28.05%)
中小法人	18%	30%	15% (16.5%)	25.5% (28.05%)

※ 中小法人とは、資本金又は出資金額が1億円以下の法人をいいます。また、上記表中の（ ）書きは復興特別法人税を加算した税率になります。

### 2 復興特別所得税

平成25年分から平成49年分までの所得税に東日本大震災からの復興財源として復興特別所得税が課税されます。復興特別所得税の税額はその年の源泉分離課税や申告分離課税を含むすべての所得税額の2.1%相当額とされます。

### 3 個人住民税の税率の特例

個人住民税均等割について、地方公共団体が実施する防災施策費用の財源として平成26年度から平成35年度までの道府県民税・市町村民税がそれぞれ500円ずつ引き上げられます。この結果、標準税率（税額）は5,000円（改正前：4,000円）になります。

### 4 更正の請求期間の延長

更正の請求の期間が原則5年（改正前：1年）に延長されました。これと併行して税務署長が増額更正できる期間も所得税・消費税などが原則5年（改正前：3年）に延長されました。なお、不正がある場合の除斥期間は現行の7年のままとされます。

また、贈与税と、移転価格税制に係る法人税の更正の請求期間は6年（改正前：1年）、法人税の純損失に係る更正の請求期間は9年（改正前：1年）に延長されました。

なお、更正の請求の対象範囲の拡大等も行われました。

#### 適用時期

更正の請求期間の延長は、原則平成23年12月2日以後に法定申告期限が来る国税について適用されます。

## 総論

「3.11」この数字は日本人の心に刻み込まれた、忘れることのできない大変重い数字です。東日本大震災から早1年以上が経過しました。改めて失ったものの大きさや、被害の甚大さを痛感する日々ですが、膨大なガレキの処理すらもままならず、復興の道筋が未だ見えてこない事への苛立ちが募ってきます。「復興庁」なるものも設立されましたが、地元被災地からの要望を減額査定などせず、もっと被災地に寄り添った行政をすすめていただきたいと思えます。

わが国の最大の不幸は、この国の将来を任せられる指導者がなかなか現れない事かも知れません。多くの政治家は、自らの信念ではなく、党利党略（私利私欲）のまま、平気で主張・公約を変更して政治判断をしてしまいます。本当に国民のために何をなすべきかを、熟慮して慎重に議論する姿勢が、全く見えてきません。消費税増税然り、原発再稼働問題然り、TTP参加問題然り。自分たちのバックについている団体やお役所の利益・論理を振りかざしているようで、本当に国全体の事を考え、日本の将来のあるべき姿を議論しているのか、はなはだ疑問です。もちろん様々な立場の人がいて、意見が違うのは当然ですが、〇〇党や〇〇派や〇〇グループを追い落とすために「反対！」などと唱えているのを見ると、誰でもが政治不信になってしまいます。

自民党55年体制の終盤は閉塞感でいっぱいでしたが、今は民主党に対する失望感が漂っています。ぜひとも、国民全体が幸せになるための制度政策を、進めていただきたいと思えます。

特に社会保障と税の一体改革は、日本の将来の姿を変えてしまうほどの重要な政策です。政治家の方々には、与野党問わず、より慎重に、より誠実に議論を重ねて欲しいものです。そして私ども国民一人一人も、その議論の行方を、注意深くチェックしていく必要があると思えます。

このような中、私ども法人会は、「公平・中立・簡素」という税制の原点に立ち戻り、制度の見直しを進めてまいり所存です。

今後、日本経済が活力を取り戻し、努力した者が報われる社会、また、善良な中小企業が経営を維持するための税制を目指し、平成25年度税制改正に関する提言をまとめました。

(24.4.22)

## 法人税関係

## 基本事項

## 1. 法人税率の引下げ（一部修正）

平成23年度税制改正で4.5%引き下げられ25.5%となったが、復興特別法人税が加算されるため重税感は変わらない。震災後の日本経済の活性化や企業の国際競争力強化のためにも、更なる法人税率引き下げは緊急の課題である。実効税率をアジア諸国並みの25%を目指し、まず30%程度に引き下げよう要望する。

## 2. 中小企業軽減税率の引下げ（継続）

平成23年度税制改正で法人税の軽減税率が18%から15%に引き下げられたが、経済復興を支えていく中小企業については、最低でも民主党のマニフェストにあるように11%にすべきである。また適用課税所得金額を800万円から1,500万円程度に引き上げる。

## 個別事項

## 1. 地震引当金の創設について（継続）

今回の大震災においても明らかなように、企業活動の安定的継続を確保する為にも、企業レベルに応じた引当金制度の創設は急務である。また、安全対策に要した費用は、一括償却できる等税制上の優遇措置の導入を検討する。

## 2. 寄付金の損金不算入制度について（継続）

指定寄付金以外の寄付金については、損金算入限度額を超える金額は損金算入が認められていない。企業の社会貢献活動を活性化させる観点からも、公共的な団体に対する寄付金は金額に関係なく全額損金算入できるような制度の見直しを求める。

## 3. 交際費の損金不算入について（継続）

交際費は企業の営業推進に必要不可欠なものであり、昨今の企業環境において、冗長な交際費の濫用は起こりえない。現在ある損金算入限度額の撤廃もしくは限度額の大幅拡大を要求する。更に限度内の10%課税を廃止する。

また、冠婚葬祭など社会通念上妥当なものは、即時全額経費計上できるものとする。

少額交際費の限度額を5千円から1万円程度に引き上げる。

## 4. 修繕費と資本的支出について（一部修正）

原状回復かどうか明らかでない場合の修繕費は、60万円までは損金処理を認められますが、価値の増加や耐用年数が延びる修繕については資産計上する事になっています。原状回復かどうか明らかでない場合の修繕にかかる損金算入は、金額を設定するのではなく、実状判断で行うこととする。

## 所得税関係

## 基本事項

## 1. 課税最低限の引き下げ（継続）

税の公平性の観点から、課税最低限の引下げを実施し、国民に広く公平に負担させ、低所得者に対しては手当など社会保障制度で救済すべきと考える。

## 2. 年金課税制度について（一部修正）

高齢化社会に向けて、年金課税や医療費負担など、高齢者への負担増が目立っている。

現在の年金課税制度は65歳という年齢枠で公的年金控除額がそれぞれ決められているが、公的年金以外の所得について重視し応分の負担を求めるべきである。

## 個別事項

## 1. 証券税制の見直し（一部修正）

平成21年度税制改正において、上場株式等の配当に対して税率が10%に引下げられたが、そもそも配当金に対する課税は二重課税である。共通番号制を速やかに導入し、総合課税にするべきである。



## 相続税関係

## 基本事項

## 1. 相続税の基礎控除について（継続）

社会保障と税の一体改革において相続税の基礎控除が大幅に引き下げられる予定であるが、納税資金確保の観点からも、保険金・死亡退職金の法定相続人の要件限定は認めがたい。従前の法定相続人全てに非課税枠を戻すとともに、納税弱者に対して、当面の生活資金等のため、非課税限度額の増額を目指す。

## 個別事項

## 1. 相続開始後に発生する費用控除について（継続）

相続に際し発生する遺言執行費用・税理士費用・弁護士費用などは、相続財産から控除できない。相続財産への課税は、これら相続に付随する費用を控除した後に行われるものである。

## 消費税関係

## 基本事項

## 1. 消費税の税率アップについて（修正）

社会保障と税の一体改革の中で、消費税増税のみが先行して議論され、ましてや政局の具とすらなっている。行財政改革が全く進展せず、ましてや震災後の経済情勢の中では、消費税アップのみの議論は時期尚早である。ただし、社会保障制度の充実、税収不足等の観点から今後税率アップは避けられないものと考え、目に見える、納得のいく形で行財政改革が進んだ後、検討していくものとする。

## 個別事項

## 1. インボイス方式について（新規）

税率が5%から8%、10%にアップされていく中、消費税制度の公平性、信頼性、透明性の向上が求められる。その中で、消費税導入当初から検討されていたインボイス方式への切り替えを議論すべきと考える。現在検討中の共通番号制度（マイナンバー制度）の導入により、インボイス方式がより導入しやすくなる。

## 2. 低所得者対策について（新規）

消費税率のアップに伴い、低所得者対策についての議論がある。「給付付き税額控除」や「複数税率の採用」などの方策の中で、十分時間をかけ議論し、より現実的で公平な方策を採用するよう求めていく。

## 印紙税関係

## 個別事項

## 1. 印紙税について（継続）

ネット取引・電子商取引や海外での契約書の調印が活発化している昨今、国内取引かつ紙面である文書のみで課税する印紙税は、取引慣行の変化に乗り遅れた不公平税制である。企業間取引を阻害する印紙税法そのものを廃止すべきである。

## 地方税関係

## 個別事項

## 1. &lt;法人住民税&gt;（継続）

二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。

## 2. &lt;個人住民税&gt;（継続）

納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようにすること。また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

## 固定資産税について

## 個別事項

## 1. 建物の固定資産税評価について（継続）

建物の固定資産税評価額は再建築価格方式によって決められている。土地評価額は3年毎見直しをしているのだから、建物の評価額も経過年数に応じた評価方式に改めるべきである。

## 環境税について

## 個別事項

## 1. 地球温暖化対策のための税（新規）

現在導入を検討している温暖化対策税は、CO<sub>2</sub>の排出抑制の効果は極めて限定的であると思われる反面、経済への影響は大きいものと考えられる。導入に際しては、十分慎重に議論すべきであり、免税や負担軽減措置など同時に実施すべきである。

## その他

## 1. 電子申告・電子納付（e-Tax）について（継続）

法人にも税務上の特典をつけて、より魅力的な制度とし、早期普及を図るべきである。また、一層の利用促進を図るためにも、法人・個人に対する恒久的な税額控除制度を創設し、電子納付の定着を図るべきである。

## 2. 共通番号制度について（修正）

現在わが国では、個人情報システムとして基礎年金番号と住民基本台帳番号がある。共通番号導入に際しては、個人情報の一元化が進められるため、情報管理の厳正化が最重要課題である。厳正化の方策を十分議論した上で、それぞれのシステムの特性を活かし、共通番号制度の導入をすすめるべきである。

# 社団法人 藤枝法人会

## 第31回通常総会開催

とき：平成24年5月24日(木)  
会場：ホテルアンビア松風閣



### 議 事 次 第

1. 開 会 の 辞
2. 会 長 検 挙
3. 出席会員確認報告
4. 議 長 選 出
5. 議事録署名人の選任
6. 議 事
  - 第1号議案 平成23年度 事業報告承認の件
  - 第2号議案 平成23年度 収支決算報告承認の件
  - 第3号議案 公益社団法人への移行認定申請承認の件
  - 第4号議案 公益認定に伴う定款変更(案)並びに諸規程(案)承認の件
  - 第5号議案 平成24年度 事業計画(案)承認の件
  - 第6号議案 平成24年度 収支予算(案)承認の件
7. 報 告 事 項
  - 平成25年度税制改正要望に関する件
8. 来 賓 祝 辞
9. 閉 会 の 辞

・・・記念講演会・・・  
演題 「どうなる北朝鮮問題と日本」  
講師 ジャーナリスト・コリアレポート編集長 辺真一氏

社団法人藤枝法人会 第31回通常総会が、5月24日(木)ホテルアンビア松風閣を会場に、会員164名の出席のなか、藤枝税務署長 藤井隆夫様、静岡県藤枝財務事務所長 高林重法様、東海税理士会藤枝支部長 岩崎卓夫様をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り盛大に開催されました。

議案は、公益社団法人に移行するための手続きの関連議案を含め、第1号議案から第6号議案まで異議なく承認可決され終了しました。

最後に、ご来賓を代表して藤井藤枝税務署長様、高林静岡県藤枝財務事務所長様、岩崎東海税理士会藤枝支部長様の3名の方々にご祝辞をいただきました。

記念講演会は、ジャーナリスト 辺真一(ピョン ジンイル)氏を講師にお迎えし、「どうなる北朝鮮問題と日本」と題してご講演いただきました。(本誌P20～P28に記事掲載・ホームページ講演放送局にもアップ中)



## HPでの情報公開

当会ホームページ  
<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>  
にて情報公開しております



# 平成23年度事業報告

## 1. 概況

「会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する」という法人会の基本方針に則り、本会・青年部会・女性部会一体となって各種活動を積極的に展開しました。

また本年度は、公益法人制度改革への対応の準備最終年度であることから、公益法人制度研究会を中心に具体的準備を重ねてまいりました。

## 2. 公益関係

### (1) 研修相談事業

藤枝税務署、東海税理士会藤枝支部等の協力を得、本会・青年部会・女性部会などの主催により、税制・税務に関する講習会を多数開催しました。

### (2) 税の広報事業

会報・ホームページにて税に関する様々な記事を掲載し広報活動に努めました。また、「会社の決算・申告の実務」「会社の税金ガイドブック」「税制改正のあらまし」等のテキストを配布し、税知識の普及に努めました。

また、藤枝税務署と連絡協調をとりながら e-Tax の利用拡大につとめ、平成23年度の推進実績は役員企業93.9%、会員企業79.3%となりました。

### (3) 租税教育事業

青年部会主催の大学生を対象とした租税教室や、女性部会主催の小学生を対象とした税金教室・税に関する絵はがきコンクールを行い、次代を担う子供たちに対して租税教育を行いました。

### (4) 税制提言事業

全法連で取り纏めた「平成24年度税制改正に関する提言書」を地方自治体並びに地元国会議員に陳情を行いました。

また、税務研究委員会が中心となり、平成25年度税制改正アンケートを作成し、全会員のみならずホームページにて広く意見を募りました。それにより提出された意見を集約し、平成25年度税制改正要望書を取り纏め上部団体に提出しました。

### (5) 経営支援事業

本会・青年部会・女性部会などの主催により、経営・労務・法律・営業・健康等、幅広い講演会・講習会を多数開催しました。

### (6) 社会貢献事業

地域社会の健全な発展のため、地域福祉団体への協賛や藤枝市の「藤まつり」へ参加しました。

また、全法連主催の、家庭における使用電力15%節電を目指した「いちごプロジェクト」に、女性部長をプロジェクト推進リーダーとしてエントリーし、「無理なく無駄なく快適に」をスローガンに節電への取り組みを提案しました。

### 3. 共益関係

#### (1) 福利厚生事業

企業経営の安定と、経営者・従業員の健康や老後のために、法人会保険取扱会社（大同生命保険株式会社、A I U 保険会社、アメリカンファミリー生命保険会社）との連携を密にし、法人会の福利厚生制度（経営者大型総合保障制度・任意労災保険・地震対策保険・がん保険）を積極的に推進しました。

また、財政基盤確立に資するために、かんぼ生命保険払込団体制度を利活用しました。

#### (2) 会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用推進に努めました。

- ① 協力弁護士制度
- ② 広告チラシ同封配布サービス
- ③ 講演放送局
- ④ 脳ドック受診補助金サービス（藤枝平成記念病院）
- ⑤ 人間ドック藤枝法人会特別コース（西焼津健診センター）
- ⑥ 超音波健康診断（エコー）・事業所健診制度の推進（志太医師会検診センター）
- ⑦ ネットで学習 e ラーニング「らくらく仕事塾」
- ⑧ 法人会提携ローン
- ⑨ ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信
- ⑩ 会員企業優遇サービス
- ⑪ 協力弁護士制度において、初回1回分の相談費用5,000円の補助
- ⑫ 「早割電報」紹介サービス
- ⑬ インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」
- ⑭ 中小企業向け貸倒保障制度（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

#### (3) 会員増強推進

組織基盤強化のため、組織委員会を中心として本会役員、支部役員（班長）、各部会が一体となり、会員増強運動を展開しました。その結果、新たに129社の加入を得、平成23年12月末の加入率は68.2%となり14年連続会員数の純増を果たすことができました。3月末における会員数は3,193社（支店法人・宗教法人を含む）となりました。

### 4. 管理関係

#### (1) 規程整備

公益法人制度に対応するため規程体系を見直し、定款変更及び諸規程の改正及び新規作成に取り組みました。

#### (2) 諸会議

### 5. 表彰関係

### 6. 広報関係

平成23年度収支計算書（損益計算ベース）

自 平成23年4月 1日  
至 平成24年3月31日

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	差 異
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
（1）経常収益			
基本財産運用益	9,740	12,500	-2,760
基本財産利息収入	9,740	12,500	-2,760
受取会費	24,062,189	24,754,635	-692,446
一般会費収入	21,705,189	21,848,135	-142,946
青・女部会会費収入	2,197,000	2,790,500	-593,500
特別会費収入	160,000	116,000	44,000
事業収益	3,916,629	3,876,527	40,102
研修会会費収入	851,000	708,000	143,000
広告収入	968,722	1,055,918	-87,196
簡保団体手数料収入	2,096,907	2,037,159	59,748
取引信用保険取扱手数料収入	0	75,450	-75,450
受取補助金等	11,112,600	4,233,100	6,879,500
受取全法連助成金	10,911,600	3,973,100	6,938,500
受取県連補助金	201,000	260,000	-59,000
推進費収益	0	7,383,500	-7,383,500
全法連推進費収入	0	7,383,500	-7,383,500
雑収入	1,003,793	850,407	153,386
受取利息	8,769	48,231	-39,462
雑収入	844,721	621,440	223,281
青・女部会雑収入	150,303	180,736	-30,433
【経常収益計】	40,104,951	41,110,669	-1,005,718
（2）経常費用			
事業費	31,646,114	39,026,516	-7,380,402
研修会費	1,771,222	2,890,796	-1,119,574
社会貢献活動費	2,200	249,430	-247,230
広報費	2,563,470	2,626,485	-63,015
会員増強推進費	686,058	698,171	-12,113
青・女部会活動費	3,823,045	5,524,625	-1,701,580
県連会費	333,600	332,400	1,200
調査研究費	81,850	171,345	-89,495
負担金	165,507	198,787	-33,280
渉外費	62,890	30,000	32,890
慶弔費	10,000	135,855	-125,855
表彰費	69,215	69,400	-185
委員会費	112,579	222,317	-109,738
福利厚生制度推進費	51,900	103,550	-51,650
補助金	25,000	12,000	13,000
給料手当	12,946,980	14,292,564	-1,345,584
退職給付費用	276,954	1,292,051	-1,015,097
福利厚生費	1,481,760	2,090,817	-609,057
旅費交通費	245,440	252,096	-6,656
通信運搬費	2,025,366	2,100,968	-75,602
減価償却費	401,686	734,536	-332,850
什器備品費	18,085	265,372	-247,287
リース料	540,389	515,743	24,646
パソコン関連費	78,288	264,807	-186,519
消耗品費	795,554	779,102	16,452
保守点検費	177,776	168,000	9,776

## 平成 23 年度収支計算書 (損益計算ベース)

科 目	当年度	前年度	差 異
修繕費	0	49,376	-49,376
印刷製本費	51,240	34,440	16,800
燃料費	80,566	79,275	1,291
賃借料	1,024,800	1,024,800	0
保険料	69,152	80,704	-11,552
租税公課	80,320	327,040	-246,720
支払手数料	400,062	457,022	-56,960
新聞図書費	70,774	101,852	-31,078
外部委託費	1,096,794	647,179	449,615
寄付金	4,000	120,000	-116,000
雑費	21,592	83,611	-62,019
<b>管理費</b>	<b>7,733,824</b>	<b>9,290,181</b>	<b>-1,556,357</b>
総会費	249,754	432,635	-182,881
役員会費	610,070	581,655	28,415
その他会議費	1,402,107	1,875,654	-473,547
給料手当	3,236,745	3,573,142	-336,397
退職給付費用	69,238	323,013	-253,775
福利厚生費	370,440	522,705	-152,265
旅費交通費	61,360	63,024	-1,664
通信運搬費	506,341	525,242	-18,901
減価償却費	100,422	183,635	-83,213
什器備品費	4,521	66,344	-61,823
リース料	135,097	128,936	6,161
パソコン関連費	19,572	66,202	-46,630
消耗品費	198,888	194,776	4,112
保守点検費	44,444	42,000	2,444
修繕費	0	12,344	-12,344
印刷製本費	12,810	8,610	4,200
燃料費	20,141	19,819	322
賃借料	256,200	256,200	0
保険料	17,288	20,176	-2,888
租税公課	20,080	81,760	-61,680
支払手数料	100,015	74,148	25,867
新聞図書費	17,694	25,463	-7,769
外部委託費	274,199	161,795	112,404
寄付金	1,000	30,000	-29,000
雑費	5,398	20,903	-15,505
<b>【経常費用計】</b>	<b>39,379,938</b>	<b>48,316,697</b>	<b>-8,936,759</b>
<b>【当期経常増減計】</b>	<b>725,013</b>	<b>-7,206,028</b>	<b>7,931,041</b>
<b>2. 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益			
<b>【経常外収益計】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	5,895	79,029	-73,134
<b>【経常外費用計】</b>	<b>5,895</b>	<b>79,029</b>	<b>-73,134</b>
<b>【当期経常外増減額】</b>	<b>-5,895</b>	<b>-79,029</b>	<b>73,134</b>
<b>【当期一般正味財産増減額】</b>	<b>719,118</b>	<b>-7,285,057</b>	<b>8,004,175</b>
<b>【一般正味財産期首残高】</b>	<b>63,488,798</b>	<b>70,773,855</b>	<b>-7,285,057</b>
<b>【一般正味財産期末残高】</b>	<b>64,207,916</b>	<b>63,488,798</b>	<b>719,118</b>
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
<b>【当期指定正味財産増減額】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【指定正味財産期首残高】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【指定正味財産期末残高】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>64,207,916</b>	<b>63,488,798</b>	<b>719,118</b>

## 平成24年度事業計画

### 1 基本方針

「よき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します」

以上の法人会の基本指針に沿い、本会・青年部会・女性部会一体となって積極的な事業活動を展開する。

また、公益法人制度に適合すべく事業内容を検証し公益法人認定を目指す。

### 2. 主な事業計画

#### 公益関係

#### (1) 研修相談事業

地域企業及び一般市民を対象に、藤枝税務署、東海税理士会藤枝支部の協力を得、税務知識向上のために各種税務講習会・説明会を開催する。

#### (2) 税の広報事業

地域企業及び一般市民を対象に、藤枝法人会報及び藤枝法人会ホームページにて、税についての様々な広報活動に努め、必要に応じて関係資料を配布する。

また、e-Tax利用については、役員企業100%、会員企業85%を利用率目標とし更なる普及に努める。

#### (3) 租税教育事業

将来を担う子供たち、主に小学生・大学生等を対象に租税教室を開催する。また、「税」をテーマに絵はがきを募集し、税についての理解と意識啓発に努める。

#### (4) 税制提言事業

地域企業及び一般市民を対象に税制改正についてのアンケートを行い、意見・要望をもとに社団法人静岡県法人会連合会、公益社団法人全国法人会総連合と連携して税制改正要望書を取り纏め、地方自治体並びに地元国会議員に陳情を行い、積極的な税制要望活動を行う。

#### (5) 経営支援事業

地域企業及び一般市民を対象に、経営・労務・法律・営業・健康等、幅広い講演会・講習会を開催する。

#### (6) 社会貢献事業

地域企業及び一般市民を対象に、地域社会の健全な発展を目的として、地域福祉団体への協賛や藤枝市の「藤まつり」へ参加し税のPRを行う。

## 共益関係

### (1) 福利厚生事業

財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、A I U 保険会社、アメリカンファミリー生命保険会社と連携を密にし、法人会の福利厚生制度の推進に努める。

### (2) 会員支援事業

以下の、会員サービスの P R、利用促進に努める。

- ① 協力弁護士制度
- ② 広告チラシ同封配布サービス
- ③ 講演放送局
- ④ 脳ドック受診補助金サービス（藤枝平成記念病院）
- ⑤ 人間ドック藤枝法人会特別コース（西焼津健診センター）
- ⑥ 超音波健康診断（エコー）・事業所健診制度の推進（志太医師会検診センター）
- ⑦ ネットで学習 e ラーニング「らくらく仕事塾」
- ⑧ 法人会提携ローン
- ⑨ ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信
- ⑩ 会員企業優遇サービス
- ⑪ 協力弁護士制度において、初回1回分の相談費用5,000円の補助
- ⑫ 「早割電報」紹介サービス
- ⑬ インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」
- ⑭ 中小企業向け貸倒保障制度（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

### (3) 会員増強推進

組織委員会を中心に、平成24年度会員拡充推進計画を立て会員数純増に努力する。また、新しいメリットを追求し入会お勧めのためのツールを増やす。

## 管理関係

### (1) 規程整備

新定款や新諸規程の適正な運用に努める。

### (2) 諸会議

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 各委員会
- ④ 支部会
- ⑤ その他必要な会議
- ⑥ 青年部会・女性部会の諸会議



平成24年度 収支予算書

自 平成24年4月 1日  
至 平成25年3月31日

(単位：円)

科 目	当年度予算額	前年度代予算額	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
<b>基本財産運用益</b>	<b>11,000</b>		
基本財産受取利息	11,000		
<b>特定資産運用益</b>	<b>6,800</b>		
特定資産受取利息	6,800		
<b>受 取 会 費</b>	<b>21,450,000</b>		
正会員受取会費	21,450,000		
<b>事 業 収 益</b>	<b>5,360,000</b>		
研修事業収益	560,000		
広報事業収益	1,000,000		
福利厚生事業収益	1,800,000		
会員親睦事業収益	2,000,000		
<b>受取補助金等</b>	<b>10,692,700</b>		
受取県連補助金	252,100		
受取全法連助成金	10,440,600		
<b>受取負担金</b>	<b>1,131,000</b>		
青年・女性部会受取負担金	1,131,000		
<b>雑 収 益</b>	<b>502,500</b>		
受 取 利 息	2,500		
雑 収 益	500,000		
<b>経常収益計 (A)</b>	<b>39,154,000</b>		
<b>(2) 経常費用</b>			
<b>事 業 費</b>	<b>35,262,143</b>		
給 料 手 当	13,910,200		
退職給付費用	660,086		
福 利 厚 生 費	1,860,600		
会 議 費	3,370,000		
旅 費 交 通 費	1,064,400		
通 信 運 搬 費	2,438,200		
減 価 償 却 費	265,457		
消 耗 什 器 備 品 費	26,580		
消 耗 品 費	1,104,400		
修 繕 費	17,720		
保 守 点 検 費	203,780		
印 刷 製 本 費	2,577,520		
燃 料 費	88,600		
賃 借 料	1,134,966		
保 險 料	84,440		
諸 謝 金	1,760,000		
租 税 公 課	43,414		
支 払 負 担 金	2,135,000		
支 払 寄 付 金	5,000		
委 託 費	908,600		
会 場 費	470,000		
電 算 関 係 費	88,600		
リ ー ス 料	558,180		
支 払 手 数 料	442,100		
雑 費	44,300		

平成 24 年度収支予算書

科目	当年度予算額	前年度代予算額	増減
<b>管 理 費</b>	<b>5,065,688</b>		
給 料 手 当	1,789,800		
退 職 給 付 費 用	84,932		
福 利 厚 生 費	239,400		
会 議 費	1,000,000		
旅 費 交 通 費	45,600		
通 信 運 搬 費	193,800		
減 価 償 却 費	34,156		
消 耗 什 器 備 品 費	3,420		
消 耗 品 費	102,600		
修 繕 費	2,280		
保 守 点 検 費	26,220		
印 刷 製 本 費	7,980		
燃 料 費	11,400		
賃 借 料	146,034		
保 險 料	10,260		
租 税 公 課	5,586		
諸 会 費	450,000		
支 払 負 担 金	350,000		
委 託 費	68,400		
渉 外 慶 弔 費	120,000		
電 算 関 係 費	11,400		
表 彰 費	100,000		
リ ー ス 料	71,820		
支 払 手 数 料	39,900		
新 聞 図 書 費	145,000		
雑 費	5,700		
<b>経常費用計 (B)</b>	<b>40,327,831</b>		
<b>当期経常増減額 (A - B)</b>	<b>△ 1,173,831</b>		
<b>2. 経常外増減の部</b>			
<b>(1) 経常外収益</b>			
固定資産売却益	0		
固定資産受贈益	0		
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>		
<b>(2) 経常外費用</b>			
固定資産除却損	0		
固定資産売却損	0		
固定資産減損失	0		
災 害 損 失	0		
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>		
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>		
<b>税引前当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 1,173,831</b>		
<b>法人税、県民税、住民税</b>	<b>71,000</b>		
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 1,244,831</b>		
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>64,207,916</b>		
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>62,963,085</b>		
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
受取補助金等	10,440,600		
受取全法連助成金	10,440,600		
一般正味財産への振替額	△ 10,440,600		
一般正味財産への振替額	△ 10,440,600		
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>		
<b>指定正味財産期首残高</b>	<b>0</b>		
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>0</b>		
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>62,963,085</b>		

※平成24年度より、新会計基準に基づく「収支予算書」に致しましたので、前年欄は空欄としました。

# 藤枝法人会は

# 公益社

公益法人制度が約 115 年ぶりに改革され、平成 20 年 12 月に「新公益法人制度」が施行されました。民間による非営利活動を活性・活発化させ、「民による公益を増進していく」という、これからの時代にフィットした考え方が息づいています。

それは、政府—行政部門や民間の営利部門では充足できない、多様で多面的な社会ニーズに応えるサービスを提供していく極めて重要な活動を、民間の非営利活動を通じて、それらを支援する制度の確立を図ろうとするものです。

これまで法人会は社団法人として 60 年余りの活動を通じて、税を基底に経済社会の根本利益を築いてきた誇りのもと、さらなる公益増進に寄与していく立場から、全国各地の法人会は公益社団法人の認定を受けるべく取り組んでいます。

## 新公益法人制度とは

新公益法人制度では、一般社団法人と公益社団法人とに規定されました。

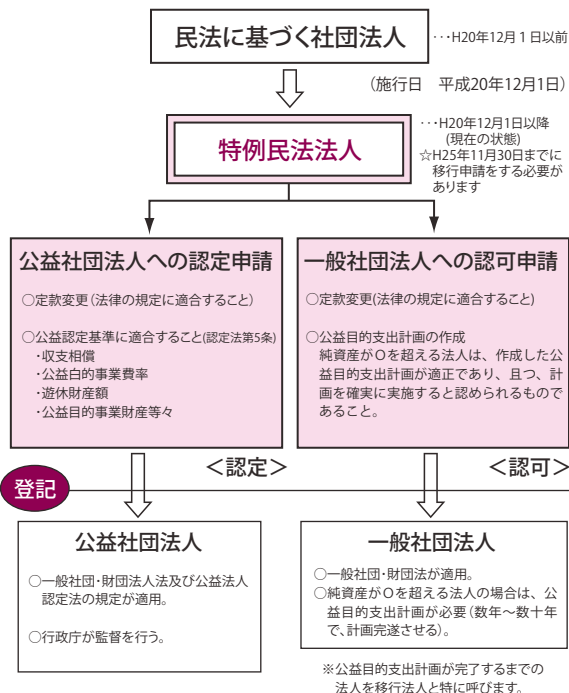
一般社団法人は、登記によって法人格が取得でき、事業内容にも制限がなく、加えて行政庁が団体の行う業務や運営について監督することもない、まさに自主裁量の運営を可能にしています。

一方の公益社団法人は、公益的事業比率が支出額の 50% を確保しなければならない基準を満たしていることや行政庁が団体の行う業務や運営についての審査・監督が行われ、高い公益性と透明性が問われることとなります。

制度では、法人会のような公益法人は平成 25 年 11 月未までに、一般社団法人か公益社団法人を選択のうえ、移行申請を静岡県の認定委員会に行わなければなりません。

この際、移行が認められなかった場合や移行申請を行わなかった場合は、移行期間満了の日（平成 25 年 11 月 30 日）をもって解散したものとみなされます。

### ※現行法人の移行措置



法人会では、これまで検討と議論を重ね、高い社会的評価と信用が確保される公益社団法人に認定されることよって、現在よりもさらに高次の社会的使命を果たし、これまでの戦後 60 年余に果たしてきた誇るべき歴史をもとに新たに輝かしい歴史を刻んでいくとの合意がなされました。

したがって、全国各地の法人会ともに、公益社団法人の認定を受けるべく準備を進め鋭意取り組んでおり、既にいくつかの法人会が申請を行い、認定を受けました。

## 公益社団には税制優遇も

公益社団法人に認定をされた場合には、①公益目的事業から生じた所得は非課税扱い、②収益事業から公益目的事業実施のために支出した金額については損金算入、③公益社団法人に対する法人や個人からの寄付についての寄付金の損金算入限度額がこれまでより拡大されるなどの優遇が講じられています。

国のこうした税制支援を行う公益団体に法人会が認定されることは、団体組織を構成する会員企業にとっても、誇りと評価をもたらすものであると運営に携わる役員は強く意識しております。

## 賛助会員にも門戸を

公益社団法人の認定は、これからの活動におけるスタート点であり、目的ではありません。

税と企業経営、そして社会貢献事業に、会員企業の持つポテンシャルを結集しながら、新たな歴史の 1 ページを綴っていくものです。

当然、「民が担う公共」として、企業のポテンシャルだけでなく、地域社会にあって輝けるポテンシャルを持つ方々とも共同で築き上げていくことも、法人会の責務として捉えています。

このため、公益社団法人に移行するにあたって、企業の正会員の外に、新たに賛助会員制度を法人会は設け、両翼を広げた活動を展開していくことにしています。

幸い、長年の事業活動に寄せる信頼、近年の地域に根差した社会貢献活動の浸透と評価、さらにはビジネスパーソンのスキルアップを希求する一般からの期待もあり、賛同者も増えてきており、公益社団法人への移行を契機に広く門戸を開放することが重要と考えます。

# 団法人を目指しています

## 法人会とは

### 1. 法人会の沿革

- 1) 昭和22年に、それまでの賦課課税制度から申告納税制度へと大きな転換が図られました。申告納税制度は納税者自らに税を計算し納税することを求めるものですが、戦後の混乱下での新制度移行には多大の懸念がありました。このため、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて税知識の普及と納税意識の高揚を図ることの必要性が認識され、企業経営者の間から自発的に法人会が誕生しました。
- 2) 法人会はその後、確固たる組織基盤を確立し、社会的にも存在意義を認識して頂きながら、その活動を一層充実したものとしたいとの願いを込め、国税当局を主務官庁として、民法34条に基づく公益法人化を図ることとしました。昭和39年に葛飾法人会（東京）が初の社団化を成し遂げ、その後、平成4年をもって全国442会のすべてが社団化を達成しました。（藤枝法人会は昭和57年に社団化しております。）

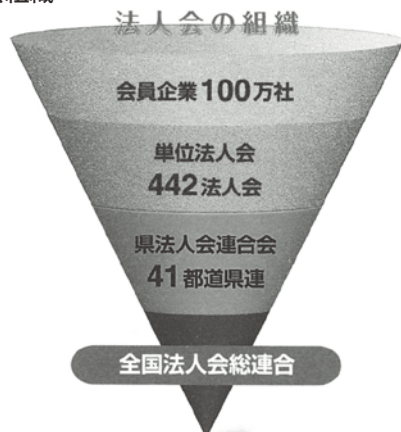
### 2. 法人会の活動

法人会は、民間における税の分野でのオピニオンリーダーを目指して様々な活動をしています。国家の将来を見据えた税の提言活動、税の啓発活動（講演会、各種研修会等）。将来を担う学童に対する租税教育活動などは、全国442会が積極的に取り組む最重要活動です。

法人会は同時に、地域に存在する確固たる組織体の責任として、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。例えば、当法人会では、小学生を対象とした「夏休み親子税金教室」や「税に関する絵はがきコンクール」などは、正に法人会の特性が生かされた活動です。地球規模での環境問題への取り組みも、法人会の数の力が生かせる重要な活動です。

また、多種多様な業種の企業経営者が集う法人会は自ずと異業種交流の場となり、様々な情報交換が行われ、また、新たな事業展開のヒントを得る絶好の場ともなっています。会員企業の活性化、事業の発展は地域の活性化に直結しており、法人会会員も自らの企業価値をあげ、より多くの納税を行えるようになることを励みに、日頃の活動に取り組んでいます。

### 3. 法人会組織



### 4. 会 員

- 1) 法人会（単体会）の会員は法人企業です。各地域における法人企業のほぼ半数が会員となっており、全国では約100万社を擁しています。  
なお、会員資格は「法人企業」であり、入会に当たっての特段の制限的条件はありません。
- 2) 法人会は会員である法人企業の経営者の無報酬ボランティア活動により運営されています。

### 5. 法人会の運営基盤

法人会の運営財源は、会員の会費、事業への参加費、会員企業向け福利厚生制度に基づく収入（主として集金事務費）によっています。

このうち、厚生制度に基づく収入については、その多くを全国の県連・単体会に助成金等として配賦しています。

## 公益社団法人を目指す理由

法人会は50余年にわたり、国の三大義務の一つである「税」に係る事業に取り組んできました。

法人会としては、歴史と伝統、就中、国の根幹とも言える税の分野において活動してきたとの誇りを大事にして、引き続き、民間における税の分野でのオピニオンリーダーを目指すと共に、その組織力を活かして地域社会へ貢献することを最優先課題として活動して参ることとしております。

法人会はまた、その活動を一層充実したものとしたいとの願いを込め、国税当局を主務官庁として、民法34条に基づく公益法人化（社団化）となることを選択しました。

法人会は新公益法人制度下において、税や地域活性化に寄与する公益事業活動を積極的に取り組むこととしており、そのためには組織基盤の確立と社会的評価を担保することの出来る「公益認定法人」を目指すべきと認識しているところであります。

皆様のご理解ご支援を心から強く願うものでございます。



# 講演会

## どうなる北朝鮮問題と日本

.....  
ジャーナリスト（コリア・レポート編集長）

辺 真一氏

北朝鮮問題について、お話ししたいことはたくさんあるんですが、先ほど控え室で、鈴木会長から、なぜ核の問題、そしてミサイルの問題、拉致の問題といった北朝鮮問題が決着つかないのかという質問をいただきましたので、その話から入りたいと思います。

### ☆キム・ジョンウン体制に期待できるか

今から22年前、1990年に、アメリカの偵察衛星によって、北朝鮮でどうやら核を開発しているということがわかったわけですね。ブッシュ・パパの時代です。それから今のオバマ政権まで22年間、アメリカの大統領は4人替わりしましたが、今もってこの核の問題、ミサイルの問題は解決できないんですね。日本では、1990年の海部政権から今の野田政権まで、恐らく14~15人交替したと思いますが、拉致問題は、小泉さんの訪朝から丸10年経っても少しも進展しないという、非常に困ったことですね。一言で言うと、北朝鮮問題は、22年前と今と全く変わらないと。私も、22年前に言ったことを今だに繰り返してるようで、いい加減嫌になってしまうという気持ちにもなるんですけども。

実は先頃、「イー・ウーマンサーベイ」という女性のインターネット・サイトで、「キム・ジョンウン体制に期待できますか」という世論調査を行なったんですね。3年前にやったときは、まだキム・ジョンウン氏は姿をあらわしてなかった。ですから3年前の調査の結果は、88%が「期待できない」と。まあ一言で言うと、「あのキム・ジョンイルの息子だから嫌い」ということに尽きるんじゃないかと思えますね。それから3年後に同じ調査をやってみましたら、今度は90%の女性が「期待できない」というんですよ。キム・ジョンウン氏にとってはかわいそうな結果ですね。オバマ大統領は、北朝鮮の核問題は、「平和的に外交的に、6カ国協議の場で解決する」と言ってるんですよ。野田さんは、拉致問題を「総力を挙げて、政府一丸となって解決する」と決意表明しましたね。でも、日本の女性の9割が「期待できない」というんですから、オバマさんの言ってることも野田さんの決意表明も、何か空しく聞こ



える。だからこそ、「これは何とかしなければならぬ」と、ずっと思っているわけなんです。

私、実は1994年、先代のキム・イルソン（金日成）主席が亡くなったとき、NHKテレビでコメントしました。今考えると非常に恥ずかしいんですが、「後継者は長男のジョンイルだが、この2代目にはカリスマがないし、実績もないし、経験もない。まず引き継ぐのは難しいだろう」と言ったんです。ところが、なんとキム・ジョンイル氏は、それから17年政権を持って、去年12月17日に急死したんですね。私は、独裁者というのは、みじめな末路をたどるものだと思っていました。ヒトラーは自殺しましたし、サダム・フセインは処刑されました。新しいところで、カダフィは惨殺されましたし、エジプトのムバラクは終身刑を宣告されました。そう考えますと、このキム・ジョンイル氏は、跡目を決めた上で、心臓発作で苦しまずにぽっくりいったわけですから。これが現実なんですよ。

### ☆アメリカが力業を使えない理由

アメリカはこれまで、イラクの問題とかアフガンの問題とか、すべて力で決着つけましたね。ところが、この北朝鮮だけは手を焼いている。「なぜガツンとできないんだろうか」と思っている方が相当数いらっしゃると思うんですが、それは残念ながら極めて不可能に近いということなんです。

一度だけやろうとしたんです。クリントンさんのときですね。1994年に、核開発をやめないならば、力でねじ伏せようということで、北朝鮮を攻撃するための軍事作戦を立てたんですね。当時はまだ原爆の原料のプルトニウムを抽出していた段階ですから、このときはできたんですね。アメリカでは、万が一攻撃した場合の被害をシミュレーションしています。その結果、「開戦90日間で5万2,000人の米軍が被害を受けます」「韓国軍は49万人の死者を出します」「最後は我々連合軍が勝ちますが、最終的な戦争費用は1,000億ドルを超えます」という報告をクリントン大統領に上げた。それでもクリントンはやろうとしたというから、アメリカという国は本当に恐い国だなと思ったんですね。

なぜ戦争に至らなかったか。当時、カーター元大統領がピョンヤンに飛んで、初代のキム・イルソン主席と談判したんですよ。「このままでは戦争に突入する」と。それでキム・イルソン氏が、「原発を止めるかわりに、軽水炉を2基つくってくれ。さらにそれが完成するまでの間、年間50万ドルの重油を提供してくれ」と。カーターがそれに応じたので戦争に至らなかったわけです。

韓国の当時の大統領キム・ヨンサム（金泳三）氏は、今年になって「あのときやっしまえばよかった」と言っていますね。しかし今はもうこれはできません。北朝鮮が核爆弾を何発持ってるかわからないんです。だれにも正確な数はわからない。キム・ジョンイルが死んだことすら、北朝鮮が公式に発表するまで、51時間にわたって世界は知らなかったんですから。これが冷酷な現実なんですね。

私は小泉政権のときに、拉致問題で中国に行って、北朝鮮の連中と談判したことがあるんです。そして、核問題、ミサイルの問題についてもやり合ったんですね。そのとき、「この国はよく事を理解してるな」と、びっくりしました。「我々はアメリカと核爆弾の数を競うつもりはない」と言っていました。さらに、「通常兵力をもって我々はアメリカに勝てない」と現実を認めてました。そしてこう言ったんです。「辺さん、スピッツがシェパードに勝てないでしょう」と。犬のけんかに例えたんですね。「それでもね、シェパードの足をかむかもしれませんね。このスピッツにウイルスがあれば、かまれた足はどうなります？」と言うんです。私は背筋に寒気が走りましたね。つまりウイルスが核爆弾なんです。かまれた右足が韓国で、左足が日本というわけですね。だからもう、軍事的手段というのは非常に厳しいということなんですね。今、東京に長崎級爆弾が今投下された場合、死者50万人、負傷者300万ないし500万人。2キロ圏内の死者の数は40万人に達すると、ある研究者がシミュレーションしています。また、韓国のソウルの100メートル上空で爆発した場合、130万人の死者が発生するといわれています。それで、ブッシュ政権もオバマ政権も、北朝鮮の核問題は、平和的に、外交的に解決しなければならなくなった。これが6カ国協議共同声明ですね。2005年9月に交わした共同声明に基づいて解決するしか選択肢がないということですよ。

北朝鮮という国は、よく歴史を勉強してるんですよ。これはキム・ジョンイルの語録なんですが、「アメリカという国は、これまで一度も本土に爆弾を落とされたことがない。たった一



度の例外を除いて」と。このたった一度の例外というのは真珠湾攻撃のことですが、あれを除いて一発の砲弾もミサイルも落とされたことがない。ですから北朝鮮

は、アメリカ西海岸を標的にした大陸弾道ミサイルの開発を、「それ急げ」という形でやっているわけですね。もう1つあります。「アメリカという国は、いまだかつて核を持った国といくさをしたためしがない」と。これも正解ですね。ですから北朝鮮は、核とミサイルさえ持てれば絶対やられる心配はない。これが、国民が飢えようが食糧不足に陥ろうが、今日まで核とミサイル開発に突き進んできた理由です。

### ☆核開発をやめさせるには？

それじゃ、どうすれば北朝鮮は核とミサイルを手放すのか。それをまた、向こうはわかりやすいことを言うんですね。「辺さん、6カ国って言うけれども、北朝鮮を除く5カ国のうち、日本と韓国は北朝鮮を攻撃する意思はないですよ」と。核とミサイルと拉致の問題をきっちり解決すれば仲よくやろうというのが日本の北朝鮮政策ですから。北はそのことがわかってるんですね。では、韓国はどうか。北朝鮮は韓国の脅威なんているのは感じてない。中国とロシアは北朝鮮にとって同盟国、友好国なので攻撃される心配はない。にもかかわらず、どうして核とミサイルを持つのかというと、やはり北の脅威はアメリカということなんですね。だから、北朝鮮とアメリカの間で話をつけなければ、この問題は収まらないわけです。

北朝鮮は3つ条件を出してるんですね。「アメリカは我々を攻撃しない。その軍事的担保として平和協定を結んでもらいたい」「敵視しない政治的証として国交を結んでもらいたい」「今まで核開発につぎ込んできた経済損失を経済協力という形でカバーしてもらいたい」と。「この3つをアメリカが受け入れれば核兵器を破棄する」と。北朝鮮は、2005年9月、日本、中国、ロシア、韓国が立ち会って、6カ国協議共同声明の中で合意したんですね。なぜこれが進捗しないのか。一言で言いますと、お互い相手を信用していないからなんです。これに尽きるんですよ。ですから、何度も何度もお互いが話をし、信頼しなければ、この話は堂々めぐりということなんですね。

一度だけそのチャンスがあったんです。それは2000年のことなんですよ。キム・ジョンイルが、「何とかクリントンと話をしたい」と思ったんですね。それで、6月に韓国のキム・デジュン大統領がピョンヤンを訪問したときに、「何とかクリントンにつないでもらえないだろうか」と言ったんです。キム・デジュンは、「手ぶらというわけにいかない。何かメッセージがあれば届ける」と。そこで、「クリントン大統領閣下が我が国を訪問され、我々との間に平和協定を結び国交正常化をしていただけるならば、我々はその日をもって反米をやめる。駐韓米軍撤収については二度と口にしないと伝えてくれ」と。キム・デジュン大統領は驚きましたね。「わかった」ということで、特使がワシントンに飛びまして、クリントン大統領に伝えたんですね。「それは本当か？本当だという証を見せろ」と。そこで、当時の北朝鮮のナンバー2のチョ・ミョンロク（趙明禄）



という人がワシントンへ行っ  
たんですね。これは歴史的  
瞬間でした。アメリカの最  
高司令官のクリントン大統  
領と北朝鮮の軍のトップが  
ホワイトハウスで握手した

んですから。「雪解けが始まった」と思ったんですね。入れ替  
わりにオルブライト国務長官がピョンヤンへ行きました。キ  
ム・ジョンイルは大喜びで、宴会開いてマサゲームして、そして  
同じメッセージを耳元にささやいたんですね。それで、「大統  
領、キム・ジョンイルは本気です」「よし、行こう」とクリントン  
氏が旅支度をしたんです。これが2000年10月なんですね。

ところが、歴史というのは皮肉なもので、中東問題が起き  
たんです。当時、パレスチナのアラファト議長が、「ちょっと待  
て。朝鮮半島よりも中東が先だろう」と、待ったをかけたんで  
すね。クリントンは、自分が行けなくなったので、逆にキム・  
ジョンイルをワシントンに呼んだんですね。ところが、1ヶ月後  
の11月の大統領選挙。なんと、クリントンの後継者のゴアが、  
共和党大統領候補のブッシュに、世紀の僅差で逆転負けして  
政権が替わったんですね。ブッシュは、ご承知のように、「北  
朝鮮は悪の枢軸国」「キム・ジョンイルはならず者」と。それ  
でキム・ジョンイルは訪米を断念したんです。それから12年、  
ずっと今の状態が続いているということです。結局、最後はこ  
ういうような形でないと、私はこの核問題の解決は難しいだ  
ろうと思うんですね。

### ☆日本の役割

北朝鮮の核問題は、日本にとってものすごく深刻な問題で  
すね。ですから私は、「本来日本が割って入るべきではない  
か」ということをずっと申し上げてきたんですけども、日本  
の政治家の中で、割って入った人が1人いるんです。これが小  
泉さんなんですね。彼は2度ピョンヤンを訪問しましたね。  
2002年9月と2004年5月。なぜ行ったかといいますと、これ  
は2度目の訪朝後の国会での答弁です。「北朝鮮においては  
キム・ジョンイル氏が最高権力者だ。重要な決定はキム・ジ  
ョンイル氏のOKがなければ動かない状況にある。日本と北朝  
鮮の関係を考えると、交渉しなければならぬ人物だと思っ  
ている」まさにキム・ジョンイルでなければ政治決断できな  
い。核もミサイルも。こういう確信を、当時小泉さんは持つ  
ていたんですね。

実は小泉さんは、2度目  
の訪朝のときに、キム・ジ  
ョンイルから頼まれたんです  
ね。「あなたはブッシュ大  
統領と親しいでしょう。私は  
ブッシュ大統領と、のどが枯



れるほどデュエットしたい」と。つまり腹を割って話をしたい  
ということなんですよ。小泉さんはブッシュと親しかったで  
すから、「わかった」と言って、2004年11月にブッシュ大統領  
と会ったときに、「どうだ、一度話をしてみないか。決して話  
の通じない男じゃないから」と、懸命に説得したんですけど、  
ブッシュ大統領は一言、「ならず者の顔は見たくない」と言っ  
て小泉さんの要求を蹴ったんですね。

それでも小泉さんはあきらめませんでしたね。3度目の訪  
朝で一気に拉致問題を解決しようと思って、2006年6月、最  
後の日米首脳会談のときにブッシュ大統領を懸命に説得した  
んですね。ところがブッシュ大統領は、「気持ちはわかるけれ  
ども、今キム・ジョンイルと会うと北朝鮮の術中にはまる」と  
言って断わったんですね。キム・ジョンイルは、この1カ月後、  
テポドン発射に踏み切ります。さらに3カ月後に北朝鮮史上  
初めての核実験に入ったということなんですね。それでブッ  
シュ大統領は驚いたんですが、時既に遅し。核実験から1ヶ  
月後の11月、ベトナムでの韓国の大統領との会談でこう言いま  
した。「本当に北朝鮮が核を放棄するならば、朝鮮半島の平  
和体制構築に向けて、キム・ジョンイル総書記と朝鮮戦争の  
終結を宣言する文書に共同署名する用意がある」と。もっと  
早く小泉さんの要求に応じていれば、はっきり言ってあのテポ  
ドンミサイルも核実験もなかった。拉致問題も一気に解決で  
きたんじゃないかと。こういうような秘話がこれまであったと  
いうことなんですね。

もう1回デタント状態に戻さなければ、私は核の問題も拉  
致の問題も難しいと思うんです。30にも満たないキム・ジ  
ョンウンにはそういう決断は無理だと思いますね。軍や党幹部  
30名の年齢を調べましたら、50代から80代。これだけの最  
高幹部をキム・ジョンウンが統率するというのは至難のわざ  
だと思います。ですから、最初に紹介しました、日本の女性に  
対する世論調査。90%がキム・ジョンウン体制に期待できな  
いと。私も実はその中の1人ですが、それでも残り10%に期待  
をかけるほかないということなんですね。

### ☆中国はあてにならない

皆さん方の中には、「いや、中国がいるだろう」と思われる  
方がいらっしゃるかと思いますけど、中国には期待されない  
ほうがいいですよ。最近も、野田さんが日中首脳会談で、胡  
锦涛主席や温家宝総理に「よろしくお願ひします」と言っ  
ています。首脳会談が開かれるたびに言っているんですが、中  
国は何もやりませんですね。やるはずがないんですね。

なぜか。まず1つは、北朝鮮が聞く相手じゃないというこ  
と。無理なんですよ。今北朝鮮がやっていることは、昔中国が  
やったことをそのままねしてるんですよ。1960年代、日本  
もアメリカも中国を国家として認めていなかった。国連の加  
盟国でもなかった。それで毛沢東政権は何をやったかという

と、1964年に核実験をやりました。そして6年後の70年に人工衛星を打ち上げたんですね。それでニクソンが驚いて中国を訪問しました。その7年後の1979年に米中国交正常化しましたね。中国は、核実験と人工衛星の打ち上げでアメリカや日本と国交を結んだんです。北朝鮮はそのまねをしているんでしょうね。だから、今度は北朝鮮が核実験をやり、そして人工衛星を打ち上げたのを中国が「だめだ」と言っても、これは北朝鮮には通用しない話なんですよ。

それからもう1つ、小国は大国の言うことを聞くのが当然だというふうに私たちは思いますけど、違うんですね。何が違うか。胡錦濤は野田さんのことを「野田総理」と呼びます。韓国のイ・ミョンバク大統領のことを「イ大統領」と呼びますね。ところが、キム・ジョンウンについては、「総書記」とは呼ばずに「同志」と呼ぶんですよ。これは「その筋の世界」と同じなんです。北朝鮮のほうが中国より建国は1年早いんですよ。初代同志が毛沢東とキム・イルソン。これが、いわば「その世界」で杯を交わした。だから同志、兄弟なんですよ。そうすると、キム・ジョンイルは2代目で、胡錦濤は5代目ですね。組が大きいからといって、5代目が2代目に「こうしろ、ああしろ」なんて命令したら抗争になりますよ。そういう限界もあって、中国はなかなか北朝鮮にプレッシャーをかけられないわけです。

それに、今のままが中国にとって一番望ましいんです。日本は、北朝鮮に経済的にプレッシャーをかけてますね。そうすると北朝鮮が頼るのは中国ですね。中国も、ただでは物をあげません。「そちらの資源をちょっとこちらに回してもらいたい」と。「北朝鮮に資源があるのか？」って、あるどころの話じゃないですよ。金・銀・銅・鉄・亜鉛・マグネサイト・石炭・石灰石・黒鉛・チタン・ニッケル・タングステン・モリブデン・コバルト・マンガン・クロム・ウラン。レアアースが、もう半端じゃない。約500兆円相当の資源が北朝鮮には埋蔵されてるんですよ。それを今中国は独り占めできる。資源外交上今のままが理想的だということですね。

水産資源もそうです。日朝漁業協定がペアになった今、中国の漁船が日本海に出没し始めましてね。私が調べたとこ

ろ、去年は1,000隻超えてるんじゃないかというくらい、水産資源もかっさらってる。ですから、今の状況というのは中国にとって決して悪い話じゃないんですね。

### ☆やはり日本が動かなければ

そう考えますと、やはり日本と北朝鮮の関係を何とかしなければならぬ。「あんなならず者の国家と国交正常化して何のメリットがあるのか」と思われる方がたくさんいらっしゃいますけれども、500兆円相当の資源を中国に独り占めされているというのは、資源のない日本の国益にとっていかなるものかというのが私の持論なんです。

小泉さんは、「北朝鮮のような近い国との間で懸念を払拭し、互いに脅威を与えない協調的な関係を構築することが日本の国益に資するものである」と言いました。「今の北朝鮮と日本の敵対関係を友好関係にすることが、北朝鮮のみならず、朝鮮半島、世界の平和のために必要だと思っている観点から、できれば北朝鮮と日本との今の不正常な関係を正常化していきたいと思っている」と。このとおりだと思いますね。

これも今やもう歴史の秘話ですから言えますけれども、1990年に、金丸さんが北朝鮮に呼ばれましたね。実はこのとき、今の民主党の羽田孜元首相から、「辺君、うちのおやじが今度北朝鮮へ行くんだけど、キム・イルソンと北朝鮮についてレクチャーしてくれないか」と言われてレクチャーしました。しかし、「キム・イルソンが国交正常化を要求するかもしれませんよ」なんていうことは想定外でしたのでアドバイスできませんでした。外務省も多分してなかったと思います。当時、北朝鮮は日本との国交正常化に反対してたんですよ。日米が北朝鮮を承認し、中ソが韓国を承認するクロス承認は、朝鮮半島の固定分断化につながるということで、北朝鮮は日本との国交正常化に関心を持っていなかったんです。ところが、金丸さんが行ったら、キム・イルソンに間髪入れず「国交結びましょう」と言われて、びっくり仰天ですね。

実は当時、ソ連が動いたんですね。当時ソ連は、ゴルバチョフ政権になって、ペレストロイカ外交で、韓国と経済交流を深めようとした。そのために、ノ・テウ（盧泰愚）大統領とサンフランシスコで電撃首脳会談をやると。これを北朝鮮の諜報機関がキャッチして、「ならばこっちが先に動こう」ということで、金丸さんと呼んで国交を結ぼうとしたんですね。そして日朝共同宣言が出されました。この瞬間、北朝鮮で日本ブームが起きたんですよ。大学に日本語学科が設置されて、「これからは日本を学べ」と。今は逆パターンですね。日本の車一台ピョンヤンで走ってませんね。それどころか、去年のワールドカップアジア予選のときの、日本の国歌演奏の際のブーイング。あれほど非礼なことはないですよ。でも、あれがまぎれもない現実なんです。日本の制裁に対する反感・反発。もう憎悪のたまものですね。私はこのブーイングを聞いて残念極





まりない気持ちでした。

一応ソ連も、北朝鮮に一言断わろうということで、当時外相だったシュワルナゼさんがピョンヤンへ行ったんです。ところが、出てきた当時の外相のキム・ヨンナム（金永南）氏が何を言ったか。「そっちが韓国と国交を結ぶならば、我々も日本と国交を結ぶ。国交を結んだあかつきには、日ソの懸案である北方領土の問題では、我々は日本の立場に立つ」と言ったんです。この手のひらを返す早さ。このときのキム・イルソンの語録があってですね、「永遠の友もいなければ、永遠の敵もない」と。「永遠の友」はソ連を指し、「永遠の敵」は日本を指したんですね。もう1つ、「同盟国は、みずからの国益のために小国を犠牲にする」ということなんですね。まあ、結局金丸訪朝は失敗に終わりましたね。

#### ☆残り10%の期待

それから12年。キム・ジョンイルが最高指導者になった。そして今度は小泉さん相手に日朝国交を結ぼうとした。しかしそのためには拉致問題は避けて通れないと。当然ですね。キム・ジョンイルも腹ををくくった。ところが、猛烈に反対した連中がいるんですね。キム・ジョンイルは1942年生まれですから、植民地時代を体験していない世代ですけれども、軍の首脳たちは、旧関東軍、日本軍とゲリラ戦をやった面々なんですね。彼らからしますと、断じて拉致を認めるわけにいかない。それでもキム・ジョンイルは力を持っていますからね。結局「拉致、申しわけない」と、腹をくくって認めたと。恐らく彼は、「これであしたにでも国交正常化」と夢見たと思いますね。ところが、ご承知のように、拉致問題の対応が不十分だったということで、これもご破算になりました。つまり、キム・ジョンウンからしますと、祖父、父と2代続けての日朝国交正常化の悲願を後継者として「何としても実現しよう」と思っているならば期待できると。残り10%の期待はここが1つ。もう

1つは、彼は望ましいことに日本語の読み書きができる。お母さんが大阪生まれの在日朝鮮人で、日本語を勉強させていたんですね。さらに彼は17歳までスイスに留学していましたから、西側の情報もいろいろ知っている。まして、先々代のキム・イルソンが、「我々はスイスのような永世中立国を目指そう」と言って理想に掲げた国がスイスなんですよ。だから、彼が「我が人民も、スイスの国民のように、幸せな、豊かな生活を甘受できるようにしなければならない」と思っていればしめたものだ。これが私の残り10%の期待です。

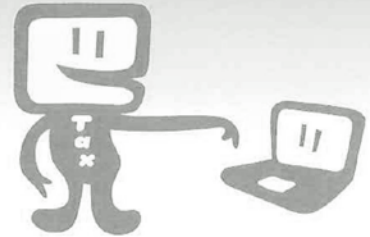
しかし、今はやりたくてもそれはできません。なぜかという、今は軍にかつがれているからです。軍の支持なくして1日ももたない。ですから、皮肉なことだがキム・ジョンウンがおやじさんのような独裁者として君臨したときに、思い切った経済にかじを切るかもわからない。しかし、彼が権力を握るまで、5年、10年と待ってはられない。できるだけすぐにかじを切らすためには、水先案内人が必要だと。その水先案内人は、中国でもない、韓国でもない、日本だと。なぜか。北朝鮮が一番手を握りたがっているパートナーが日本だからだというのが私の見方なんですね。

北朝鮮は中国と国境を接しています。昔の三国時代から随分攻められて、中国に対する反感は半端じゃないですよ。それならば、同胞の国の韓国ともっと接近して関係を深めればよさそうなものだけど、これまたできない。それをやると東ドイツの二の舞になるというんですね。結論として、中国には隷属され、韓国には吸収・統合される恐れがある。そう考えると、一番安心・安全につき合える国。もっとレベルの高い設備と技術、さらには潤沢な資金を持っている日本が、北朝鮮が求めている一番の理想の国だという結論なんですよ。ならば先ほど申しましたように、核と拉致問題の解決は期待できるのではないかというふうに思うわけです。

# ダイレクト納付を利用してみませんか

自宅から  
オフィスから  
税理士事務所から

## ダイレクト納付で 電子納税!



### ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

まずは、ご利用の金融機関がダイレクト納付の利用が可能か、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。



ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせできるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録を推奨します。メールアドレスの登録は、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

### 利用開始の準備

1

#### e-Taxの利用開始の手続を行います

e-Taxホームページから、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出



利用者識別番号を取得(即時発行されます)

2

#### ダイレクト納付の利用開始の手続を行います

「ダイレクト納付利用届出書」を書面で税務署に提出

※国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で作成できます。署名、押印の上、書面で提出してください。

「ダイレクト納付登録完了通知」がメッセージボックスに格納

### ダイレクト納付利用可能

ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。この間に納付すべき国税がある場合は、納付書を利用して、金融機関や税務署の窓口で納税するか、インターネットバンキング等のその他の電子納税を利用してください。

### ダイレクト納付の方法

e-Taxで電子申告等  
又は納付情報登録依  
頼を送信

メッセージボックス  
に格納される通知を  
確認し、「ダイレクト  
納付」を選択

「今すぐ納付」又は「納  
付日を指定して納付」  
を選択し納付

完了

納付結果をメッセー  
ジボックスで確認

※ダイレクト納付を行う際は、預貯金口座の残高をご確認ください。

## 静岡県・市からのお知らせです。

法定要件に該当する全ての事業主の皆様に

**平成24年度から**（下田市・賀茂郡は23年度から）

**個人住民税の特別徴収（給与天引き）**をして  
いただきます。

### 個人住民税は計算の煩わしさナシ

住民税はあらかじめ毎月の徴収額が決まっているため、事業主は計算の煩わしさがありません。

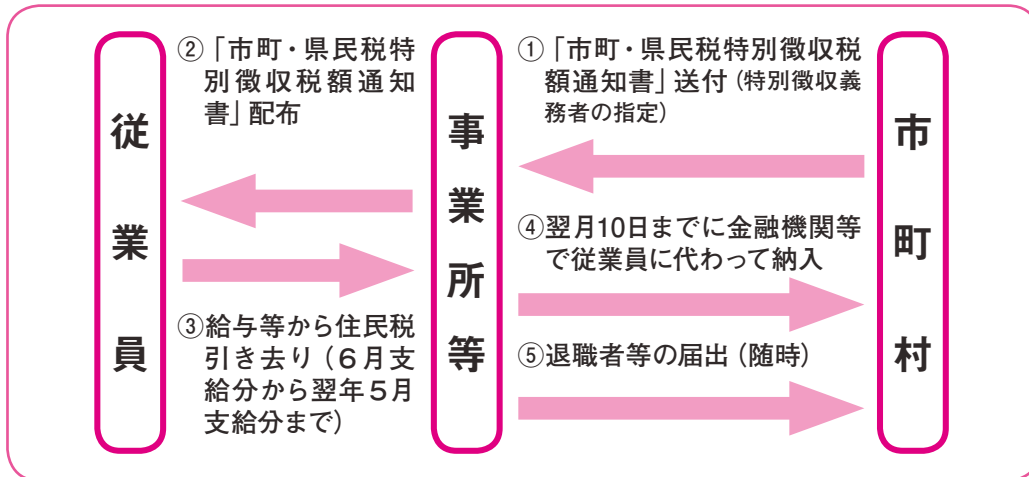
### 従業員にとっても大きなメリットがあります。

1回あたりの納税額が少なくなり、自分で金融機関等へ足を運ぶ手間がなくなります。

従業員のためにもなるんだ。



## 個人住民税の特別徴収制度の概要



地方税法等の規定により、所得税の源泉徴収義務者は、個人住民税の特別徴収義務者になります。

### お問い合わせ先

- 焼 津 市 課 税 課 （電話054-626-2149）
- 藤 枝 市 課 税 課 （電話054-643-3111（内線）642）
- 静岡県藤枝財務事務所 管理課 （電話054-644-9120）

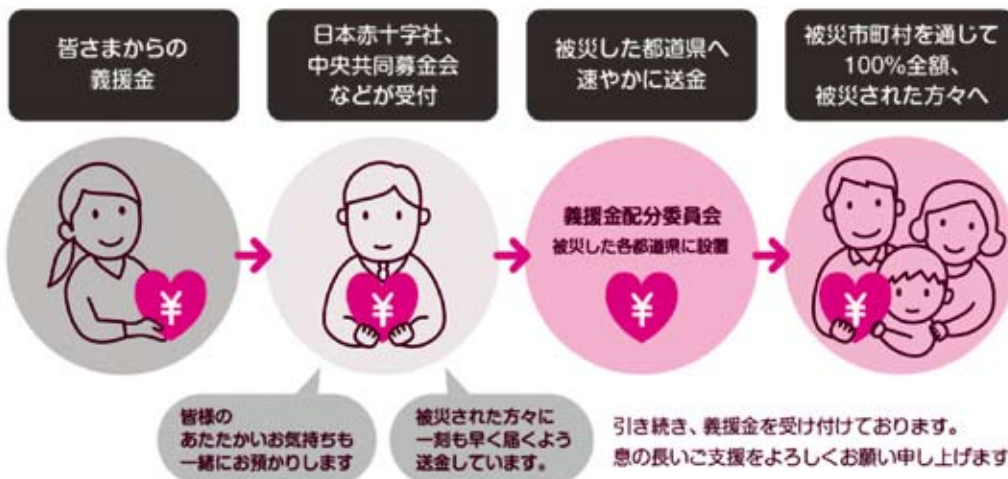
# 日本赤十字社からのご報告とご協力のお願い

## 東日本大震災義援金 ご協力ありがとうございました

日本赤十字社静岡県支部には、県民の皆様から多くの義援金が寄せられました。お預かりした義援金は、手数料などを一切いただきず、「**全額**」を被災者の方々へお届けしています。

日本赤十字社に寄せられた総額  
日赤静岡県支部に寄せられた額

3,056億9,244万円(12月末現在)  
46億8,857万円(12月末現在)



## 赤十字活動資金へのご協力のお願い

東日本大震災における救護活動(救護班の派遣や救援物資の配付等)をはじめ、救急法の講習など「命と健康を守る」赤十字活動を支えているのは、皆様からお寄せいただく社資＝赤十字活動資金です。引き続きご協力をお願いします。

○日本赤十字社静岡県支部にご寄付いただいた場合に税制上の優遇措置が受けられます。  
(詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください)

郵便局・ゆうちょ銀行からのお振込みによるご協力

口座番号：00820-3-111391

加入者名：日本赤十字社 静岡県支部

※窓口からの振込は手数料が免除されます。

銀行からのお振込みによるご協力

金融機関	支店	口座番号
静岡銀行	本店営業部	普通 0345326

※口座名は「日本赤十字社静岡県支部」です。

※振込手数料がかかります。手数料無料扱いの専用振込用紙を下記までご請求ください。



静岡県支部 医療救護班の活動の様子(3月:岩手県釜石市・大槌町)

【お問い合わせ先】日本赤十字社静岡県支部 組織振興課 社員係(電話:054-252-8131)

 **日本赤十字社** 静岡県支部  
Japanese Red Cross Society

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-17 TEL 054-252-8131 FAX 054-254-5830 <http://www.shizuoka.jrc.or.jp>

# 写真

## で見る法人会活動

平成24年2月7日～5月18日

放送局

このマークは当会のホームページ内の「e 講演放送局」にて公開中のものです。

藤枝法人会 e 講演放送局

検索

ユーザー名:koen パスワード:hoso (パスワードは\*\*\*\*と表示されます。)

### 本 会

4月26日 新入及び社員研修講座

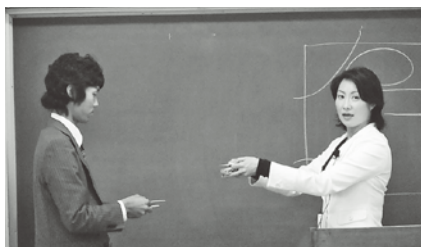
第1部「社員の心得」

講師 / (株)フィールドデザイン 代表取締役 中山佳子氏

第2部「社会人と税」

講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 寺田啓市氏

会場 / 焼津市文化センター



### 青年部会

2月17日研修旅行

鎌倉商店街、横須賀方面視察



5月18日 定時総会並びに記念講演会

演題「第2創業・異業種進出セミナー」- チャレンジするあなたに敬意を表します -

講師 / (株)店舗応援団 代表取締役 玉木潤一郎氏

会場 / 小杉苑



## 女性部会

2月7日 税務講習会

テーマ「確定申告のチェックポイント」

講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 寺田啓市 氏

会場 / 焼津市文化センター

放送局



4月28日 社会貢献活動

藤まつりにて税のPR活動

会場 / 藤枝蓮華寺池公園



5月14日 定時総会並びに記念講演会

演題「脳の病気早期発見、その予防と治療」

講師 / 藤田保健衛生大学脳神経外科教授 加藤庸子 氏

会場 / ホテルアンピア松風閣

放送局

